

## 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

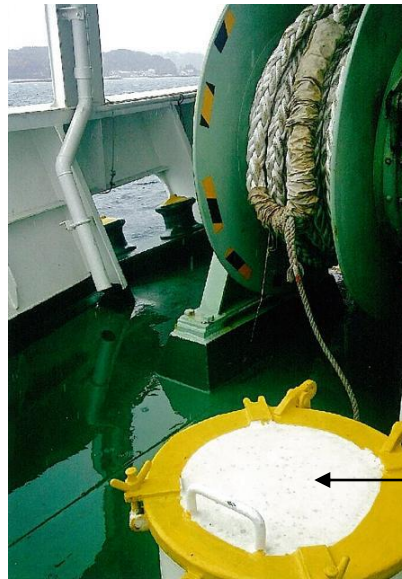
委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年11月14日 16時10分ごろ
発生場所	大分県大分市大分港乙津泊地 大分港乙津東防波堤灯台から真方位163°440m付近 (概位 北緯33°16.5′ 東経131°39.9′)
事故の概要	貨物船第八天照丸 <sup>てんしょう</sup> は、入港準備作業中、乗組員1人が負傷した。
事故調査の経過	平成27年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第八天照丸、499トン 140888、株式会社中土佐海運 74.71m×12.00m×7.35m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成20年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和59年7月30日 免状交付年月日 平成26年1月20日 免状有効期間満了日 平成31年8月31日 機関士A 男性 53歳 五級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 平成2年9月26日 免状交付年月日 平成27年7月24日 免状有効期間満了日 平成32年12月19日
死傷者等	重傷 1人（機関士A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長、機関長及び機関士Aほか2人が乗り組み、大分港の企業岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸する目的で、乙津泊地において入港準備作業を開始した。 機関士Aは、船尾甲板で「係船機の遠隔操作装置」（以下「本件リモコン」という。）を使用して左舷側の係船機のドラムを回し、同ド

ラムの船尾方で‘係船索の繰出し作業’（以下「本件作業」という。）を1人で開始した。（写真1参照）



ハッチカバー

写真1 船尾方から見た船尾甲板左舷側の係船機

機関士Aは、係船索を繰り出して足下に約2～3巻コイルダウン（円形状に積み重ねること）したところ、ドラムに巻かれた係船索がかみ込んでいたので、ドラムを回した状態で同索を人力で引いてかみ込みを解こうとしたが、解けずに上体を引かれて体勢が崩れた際、右足に足下の係船索が絡まり転倒した。

機関士Aは、右足に係船索が絡まった状態で身体を引かれたので、身体がドラムに巻き込まれないように左足を係船機下部の甲板上で突っ張ったものの、左膝が耐えきれずにドラムに巻き込まれた。

機関士Aは、ドラムの下部に身体ごと巻き込まれ、ドラムの上部を経て甲板上に打ちつけられた後、ハッチカバー上の本件リモコンを操作して係船機を停止させた。

機関長は、本事故発生から数分後、負傷して倒れた状態の機関士Aを発見したので、直ちに船長に本事故の発生を報告した。

船長は、船舶代理店経由で救急車を要請し、本船を本件岸壁に着岸させた後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

機関士Aは、搬送された病院で、左膝脱臼骨折、左膝複合じん帯損傷及び右肩打撲と診断された。

その他の事項

機関士Aは、ふだん、船尾甲板での本件作業を機関長と2人で行っていた。

機関士Aは、本事故当時、機関長が機関室での作業を終えて船尾甲板に来るまでに時間が掛かると思ったので、本件作業を1人で開始した。

機関士Aは、本件作業を機関長と共に2人で行うべきであったと本事故後に思った。

分析

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、乙津泊地において入港準備作業中、機関士Aが、係船機のドラムに巻かれた係船索のかみ込みを解く際、ドラムを回転させた状態でかみ込んだ係船索を人力で解こうとしたことから、体勢を崩した際に右足に係船索が絡まって身体ごとドラムに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>機関士Aは、ふだん、本件作業を機関長と2人で行っていたが、本事故当時、機関長が船尾甲板に来るまでに時間が掛かると思ったことから、係船索のかみ込みを解く作業を1人で行ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、乙津泊地において入港準備作業中、機関士Aが、係船機のドラムに巻かれた係船索のかみ込みを解く際、ドラムを回転させた状態でかみ込んだ係船索を人力で解こうとしたため、体勢を崩した際に右足に係船索が絡まって身体ごとドラムに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船舶所有者は、本事故後、以下の再発防止策を取り決めて安全を向上させることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本件作業は必ず2人で行う。</li> <li>② 係船索の繰出しは操作ハンドルのある係船機の船首側で行う。</li> <li>③ 係船索のかみ込みを解く際は必ず係船機を停止して行う。</li> <li>④ 本件作業時はワイヤレスマイクを使用し、船橋や各部との連絡を密にする。</li> <li>⑤ 係船機を操作する際の合図を統一する。</li> </ol>